

第135回丹波市議会定例会

自 令和6年5月28日

至 令和6年6月26日

議案審議資料

(No. 1)

【目 次】

①議案第49号	(丹波市国民健康保険税条例改正)	… 1～6
②議案第51号	(丹波市ふるさと寄附金基金条例改正)	… 7～8
③議案第52号	(兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更に係る協議)	… 9～10
④議案第53号	(兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更に係る協議)	… 11～13
⑤議案第54号	(丹波市税条例改正)	… 14～16
⑥議案第55号	(丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例改正)	… 17～18
⑦議案第56号	(市有財産の無償譲渡(八幡神社))	… 19～20
⑧議案第57号	(兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議)	… 21～22
⑨議案第58号	(丹波市福祉医療費助成条例改正)	… 23～26
⑩議案第59号	(物品購入契約の締結)	… 27～29
⑪議案第60号	(丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例改正)	… 30～31
⑫議案第61号	(市道路線の変更(東304号線))	… 32～33
⑬議案第62号	(市道路線の廃止(宮の本線5号))	… 34～35
⑭議案第63号	(丹波市市営住宅条例改正)	… 36～39
⑮議案第64号	(丹波市特定公共賃貸住宅条例改正)	… 40～42
⑯議案第65号	(字の区域の変更)	… 43～45
⑰議案第66号	(字の区域の変更)	… 46～48
⑱議案第67号	(字の区域の変更)	… 49～51
⑲議案第68号	(工事請負契約の締結)	… 52～59
⑳議案第69号	(物品購入契約の締結)	… 60～62
㉑議案第70号	(丹波市立植野記念美術館条例改正)	… 63～65

丹 波 市

議案第49号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和6年度税制改正により地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

（1） 5割減額の対象 290,000円→295,000円

（2） 2割減額の対象 535,000円→545,000円

3 施行日等

公布の日から施行し、令和6年度分の国民健康保険税から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和6年3月8日条例第7号 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,970円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額	○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和6年3月8日条例第7号 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,970円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額

の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,550円

(イ) 特定世帯 2,275円

(ウ) 特定継続世帯 3,413円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。)1人について8,
260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき29万円を
加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前
号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)1人について13,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に
応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,550円

(イ) 特定世帯 2,275円

(ウ) 特定継続世帯 3,413円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。)1人について8,
260円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前
号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)1人について13,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円 (イ) 特定世帯 1,625円 (ウ) 特定継続世帯 2,438円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,900円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,420円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円 (イ) 特定世帯 2,060円 (ウ) 特定継続世帯 3,090円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,700円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円 (イ) 特定世帯 650円 (ウ) 特定継続世帯 975円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,360円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,220円 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,250円 (イ) 特定世帯 1,625円 (ウ) 特定継続世帯 2,438円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,900円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,050円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,420円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円 (イ) 特定世帯 2,060円 (ウ) 特定継続世帯 3,090円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,700円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,300円 (イ) 特定世帯 650円 (ウ) 特定継続世帯 975円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,360円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,220円 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合
--	--

における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4,065円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,775円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,550円

（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,275円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,125円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,250円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4,065円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,775円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,550円

（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,275円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,125円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,250円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

議案第51号

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 提案の趣旨
地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）が公布されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。
- 2 改正の概要
地域再生法（平成17年法律第24号）の条ずれに伴う改正
- 3 施行日
公布の日
- 4 新旧対照表
別紙のとおり

丹波市ふるさと寄附金基金条例（平成23年丹波市条例第42号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市ふるさと寄附金基金条例 平成23年9月29日 条例第42号 改正 令和3年3月9日条例第2号 (処分) 第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 2 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第13条の2</u>に基づく寄附金は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定する計画に掲げる事業の経費の財源に充てるものとする。	○丹波市ふるさと寄附金基金条例 平成23年9月29日 条例第42号 改正 令和3年3月9日条例第2号 (処分) 第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 2 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第13条の3</u>に基づく寄附金は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定する計画に掲げる事業の経費の財源に充てるものとする。

議案第52号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更に係る協議について

1 提案の趣旨

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 兵庫県町議会議員公務災害補償組合の事務所の位置の変更
- (2) その他字句の修正

3 施行日

令和6年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約 昭和43年12月28日 兵庫県指令地第1655号 （町議会議員等の範囲） 第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。 （1） 町の議会議員 （2） <u>市の議会議員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の議会議員を除く。）</u> （事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号</u>に置く。	○兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約 昭和43年12月28日 兵庫県指令地第1655号 （町議会議員等の範囲） 第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。 （1） 町の議会議員 （2） <u>2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員</u> （事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号</u>に置く。

議案第53号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る協議について

1 提案の趣旨

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置の変更

3 施行日

令和6年7月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- （1） 一部事務組合の名称
- （2） 一部事務組合の構成団体
- （3） 一部事務組合の共同処理する事務
- （4） 一部事務組合の事務所の位置
- （5） 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- （6） 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- （7） 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）新旧対照表

現行	改正後（案）
○兵庫県市町村職員退職手当組合理約 昭和30年3月31日 兵庫県告示第197号の12 （組合の事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u> <u> </u>に置く。	○兵庫県市町村職員退職手当組合理約 昭和30年3月31日 兵庫県告示第197号の12 （組合の事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u>に置く。

議案第54号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和6年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- （1） 私立学校法（昭和24年法律第270号）の条ずれに伴う改正
- （2） 公益法人等に係る市民税の課税の特例規定の削除

3 施行日

- （1） 令和7年4月1日
- （2） 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市税条例 平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和6年3月30日条例第19号 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （1） 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 （2） 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日 （3） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	○丹波市税条例 平成16年11月1日 条例第53号 最終改正 令和6年3月30日条例第19号 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （1） 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 （2） 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日 （3） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

(5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

(5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

附 則

議案第55号

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

民間事業者の経営能力等を活用し、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することを目的として、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとする際の候補者の選定に係る手続の特例に関し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した事業者が整備した公の施設の管理を当該事業者に行わせようとする場合のほか、市長が必要と認める場合において、募集によらず指定管理者の候補者を選定することができる規定を設ける。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 平成17年 3月18日 条例第 3号 最終改正 令和 4年12月26日条例第31号 （指定管理者の候補者選定の特例） 第4条 市長は、<u> </u> <u> </u>、第2条の規定にかかわらず<u> </u>、同条第2項の規定による申請がなかった場合又は市長が特に必要と認める場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる公共団体若しくは公共的団体等、市が出資等をしている法人又は地域の活性化を図ることを目的として設立された団体を指定管理者の候補者として選定することができる。 2 前項の規定により<u> </u>選定するときは、市長は、あらかじめ当該<u>団体</u>と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。	○丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 平成17年 3月18日 条例第 3号 最終改正 令和 4年12月26日条例第31号 （指定管理者の候補者選定の特例） 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による募集によらず、<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>指定管理者の候補者を<u> </u>選定することができる。 (1) <u>募集に対し申請する団体がないとき。</u> (2) <u>公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の団体が管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思料するとき。</u> (3) <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定により選定した事業者が整備した公の施設の管理を当該事業者に行わせようとするとき。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために市長が必要と認めるとき。</u> 2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長は、あらかじめ当該<u>候補者</u>と協議し、第2条に規定する申請を求めた上で、前条の規定に照らし総合的に判断を行うものとする。

議案第56号

市有財産の無償譲渡について（八幡神社）

1 提案の趣旨

財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、提案するものである。

2 無償譲渡する財産

土地

所在	地目	面積
丹波市氷上町成松字山小町177番	宅地	558.67㎡
丹波市氷上町成松字山小町177番 1	宅地	231.40㎡
合計（2筆）		790.07㎡

3 無償譲渡の相手方

名 称 八幡神社

代表者 梅本 春彦

所在地 兵庫県丹波市氷上町成松字山小町177番地

【地方自治法 抜粋】

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（5） 略

（6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（7）～（15） 略

2 略



議案第57号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

1 提案の趣旨

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

被保険者証の廃止に伴う字句の改正

3 施行日

令和6年12月2日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○兵庫県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年1月17日 兵庫県指令市振第2297号 (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる</u> <u>事務を</u> 処理する。<u>ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) 関係市町の負担金 (2) 事業収入 (3) 国及び県の支出金 (4) その他の収入 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第2</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>別表第1（第4条関係）</u> (1) <u>被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</u> (2) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u> (3) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u> (4) <u>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u> (5) <u>保険料に関する申請の受付</u> (6) <u>前各号に掲げる事務に付随する事務</u> <u>別表第2（第17条関係）</u> 《省略》	○兵庫県後期高齢者医療広域連合規約 平成19年1月17日 兵庫県指令市振第2297号 (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を</u>処理する。<u>_____</u> <u>_____</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) 関係市町の負担金 (2) 事業収入 (3) 国及び県の支出金 (4) その他の収入 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。 <u>別表（第17条関係）</u> 《省略》

議案第58号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和6年度税制改正により所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の条ずれに伴う改正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月 1 日 条例第106号 最終改正 令和 5 年 3 月13日条例第 6 号 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第 2 号に規定する者を除く。）をいう。 （2） 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者（法第50条第 2 号に規定する者を除く。）をいう。 ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 6 条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条に定める障害程度が 1 級に該当するもの（以下「重度精神障害者」という。） （3） 乳幼児等 市内に住所を有する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。 （4） 乳児 市内に住所を有する 1 歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。 （5） 幼児等 市内に住所を有する 1 歳の誕生日の属する月の翌月の初日から 9 歳に達する日以後の最初の 3 月31日を経過していない者をいう。 （6） 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。 （7） 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。	○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月 1 日 条例第106号 最終改正 令和 5 年 3 月13日条例第 6 号 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第 2 号に規定する者を除く。）をいう。 （2） 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者（法第50条第 2 号に規定する者を除く。）をいう。 ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 6 条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者 イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条に定める障害程度が 1 級に該当するもの（以下「重度精神障害者」という。） （3） 乳幼児等 市内に住所を有する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。 （4） 乳児 市内に住所を有する 1 歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。 （5） 幼児等 市内に住所を有する 1 歳の誕生日の属する月の翌月の初日から 9 歳に達する日以後の最初の 3 月31日を経過していない者をいう。 （6） 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。 （7） 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。

- (8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって別表第1の規定に該当する者をいう。
- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課

- (8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって別表第1の規定に該当する者をいう。
- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課

税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

議案第59号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 消防団ポンプ自動車（水槽付）購入

3 物品概要 消防ポンプ自動車（CD-I型・水槽付） 2台

4 納入期限 令和8年3月6日

5 契約金額 64,900,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,900,000円）

6 契約の相手方 名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	有限会社 西垣消防器具製作所
代 表 者 名	代表取締役 西垣 雅彰
本 社 住 所	兵庫県朝来市和田山町玉置461番地
営 業 年 数	63年
許 可 区 分	－
資 本 金	3,000千円
実績高（2年平均）	222,097千円
従 業 員 数	7人
契約担当支店営業所等	－

受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波市	元	消防団ポンプ自動車購入	42,746	令和4年3月
丹波篠山市	元	消防ポンプ自動車（CD－I型）購入	53,426	令和5年2月
神河町	元	消防ポンプ自動車（CD－I型）購入	20,900	令和6年2月
丹波市	元	消防団ポンプ自動車（水槽付）購入	27,742	令和7年3月
丹波市	元	消防団ポンプ自動車（3.5t未満）購入	21,340	令和7年3月

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	丹く安物第1号		
物 品 名	消防団ポンプ自動車(水槽付)購入		
納 入 場 所	丹波市役所		
開 札 年 月 日	令和6年4月26日	(仮)契約年月日	令和6年5月9日
予 定 価 格 (事後公表)	60,820,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物 品 概 要	消防ポンプ自動車(CD-I型・水槽付) 2台		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
有限会社 西垣消防器具製作所	59,000,000円		落 札
大槻ポンプ工業 株式会社	59,600,000円		
日本機械工業 株式会社 大阪営業所	60,400,000円		
有限会社 岡本ポンプ	61,720,000円		
株式会社 ナカムラ消防化学 大阪営業所	63,200,000円		
長野ポンプ 株式会社 大阪営業所	63,600,000円		

落 札 者 名	有限会社 西垣消防器具製作所		
落 札 者 所 在 地	兵庫県朝来市和田山町玉置461番地		
契 約 金 額	64,900,000円 (うち消費税相当額 5,900,000円)		
		納 入 期 限	令和8年3月6日

議案第60号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

市民の経済的負担を軽減し、住みよいまちづくりを進めるため、ごみ処理手数料の一部を改定することについて、提案するものである。

2 改正の概要

指定ごみ袋料金（ごみ処理手数料）を改定する。

燃やすごみ用 1袋当たり

大袋 80円→40円

中袋 60円→30円

小袋 40円→20円

3 施行日

令和6年10月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条例第136号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
○丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例						○丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例					
平成16年11月 1 日 条例第136号						平成16年11月 1 日 条例第136号					
最終改正 令和 3 年 6 月 25 日 条例第29号						最終改正 令和 3 年 6 月 25 日 条例第29号					
別表第 1（第17条関係）						別表第 1（第17条関係）					
種別	取扱区分		単位	金額		種別	取扱区分		単位	金額	
				一般	事業所					一般	事業所
ごみ 処理 手数料 料	市が収 集し、 運搬 し、及 び処分 する場 合	可燃物	市長が指定 する大袋 1 袋につき	80円	—	ごみ 処理 手数料 料	市が収 集し、 運搬 し、及 び処分 する場 合	可燃物	市長が指定 する大袋 1 袋につき	40円	—
			市長が指定 する中袋 1 袋につき	60円	—				市長が指定 する中袋 1 袋につき	30円	—
			市長が指定 する小袋 1 袋につき	40円	—				市長が指定 する小袋 1 袋につき	20円	—
		プラスチック系のごみ	市長が指定 する大袋 1 袋につき	20円	—			プラスチック系のごみ	市長が指定 する大袋 1 袋につき	20円	—
			市長が指定 する中袋 1 袋につき	15円	—				市長が指定 する中袋 1 袋につき	15円	—
		粗大ごみ	市長が指定 する大 1 品 目につき	600円	—			粗大ごみ	市長が指定 する大 1 品 目につき	600円	—
			市長が指定 する小 1 品 目につき	300円	—				市長が指定 する小 1 品 目につき	300円	—
	市長が 指定す る場所 に自ら 搬入す る場合	可燃物	10キログラ ムまでごと に	100円	150円		市長が 指定す る場所 に自ら 搬入す る場合	可燃物	10キログラ ムまでごと に	100円	150円
		プラスチック類	10キログラ ムまでごと に	100円	150円			プラスチック類	10キログラ ムまでごと に	100円	150円
		金属類	10キログラ ムまでごと に	100円	150円			金属類	10キログラ ムまでごと に	100円	150円
		陶磁器・ガラス類	10キログラ ムまでごと に	100円	150円			陶磁器・ガラス類	10キログラ ムまでごと に	100円	150円
		がれき類 （瓦・タイ ル・ブロッ ク・レンガ 等）	10キログラ ムまでごと に	150円	—			がれき類 （瓦・タイ ル・ブロッ ク・レンガ 等）	10キログラ ムまでごと に	150円	—

議案第61号

市道路線の変更について（東304号線）

1 提案の趣旨

市道東304号線の道路改良事業に伴い、当該路線の終点を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するものである。

2 変更路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
20020304	変更前	東304号線	(起点) 丹波市氷上町石生字八ノ坪 2292番4 (終点) 丹波市氷上町石生字恵比須 東2158番	698.3m
	変更後		(起点) 丹波市氷上町石生字八ノ坪 2292番4 (終点) 丹波市氷上町石生字百舌雌 2204番4	772.5m

【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

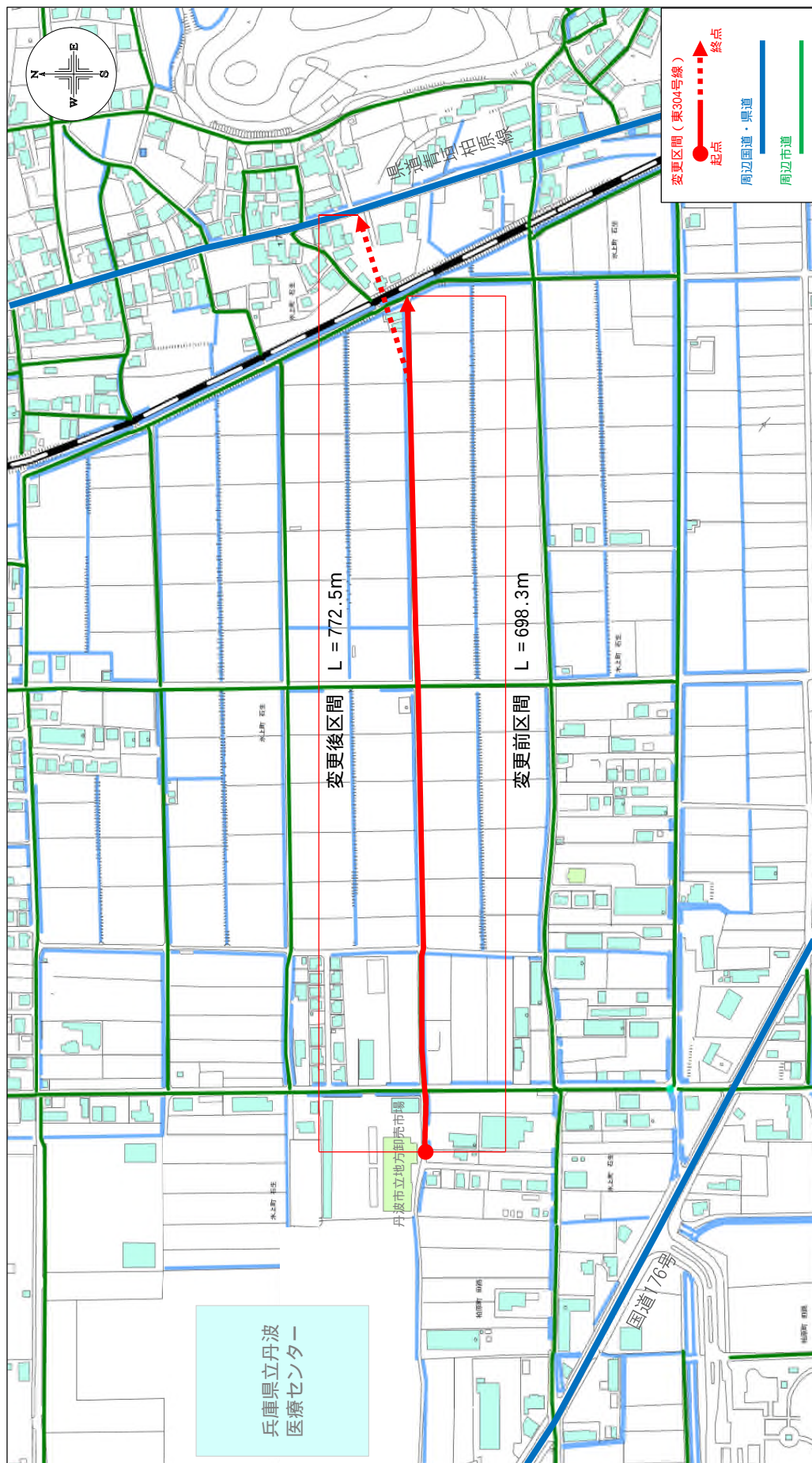
（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道東304号線 路線図



議案第62号

市道路線の廃止について（宮の本線 5 号）

1 提案の趣旨

市道宮の本線 5 号については、一般交通の用に供していないことから、当該路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、提案するものである。

2 廃止路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
30004173	廃止	宮の本線 5 号	(起点) 丹波市青垣町西芦田字井ノ口1031番 1 (終点) 丹波市青垣町西芦田字井ノ口1015番	81.2m

【道路法 抜粋】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道宮の本線5号 路線図



議案第63号

丹波市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

住宅に困窮する者の居住の安定を確保し、もってその福祉の増進に寄与することを目的とし、単身者の入居に係る要件を緩和するほか、入居者の資格を見直すため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 現行、60歳以上とする単身で入居する場合における年齢の要件を緩和する。
- (2) 里親制度における里子等、親族に準ずる者として一定の条件を満たす者と同居する者も、入居することができることとする。
- (3) 入居が認められるDV被害者の要件の範囲を拡大する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市市営住宅条例（平成16年丹波市条例第216号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市市営住宅条例 平成16年11月 1 日 条例第216号 最終改正 令和 2 年 3 月10日条例第20号 （入居者の資格） 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備するほか、市税等を滞納していない者でなければならない。 （1） <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。）</u> _____が あること。 （2） その者の収入がア又はイに掲げる場合に 応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えない こと。 ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある 場合として、次に掲げる場合 214,000円（（エ） に該当する場合、当該災害発生の日から 3 年を 経過した後は、158,000円） （ア） 入居者又は同居者に次項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号又は第 7 号に該当する者 （同項第 2 号に該当する者のうち、同号イに 掲げる障害の種類にあっては同号イに定め る障害の程度のうち 1 級又は 2 級に該当す る程度である者に、同号ウに掲げる障害の種 類にあっては同号ウに定める障害の程度の うち 1 級又は 2 級の精神障害の程度に相当 する程度である者に限る。）がある場合 （イ） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同 居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の 者である場合 （ウ） 同居者に小学校就学の始期に達するま での者がある場合 （エ） 市営住宅が法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特 別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律 第150号）第22条第 1 項の規定による国の補 助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のい ずれかに該当する場合において、市長が災害 により滅失した住宅に居住していた低額所 得者に転貸するため借り上げるものである 場合 イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円	○丹波市市営住宅条例 平成16年11月 1 日 条例第216号 最終改正 令和 2 年 3 月10日条例第20号 （入居者の資格） 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の 各号に掲げる条件を具備するほか、市税等を滞納し ていない者でなければならない。 （1） <u>同居親族等（特定優良賃貸住宅の供給の促進 に関する法律（平成 5 年法律第52号）第 3 条第 4 号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和 22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定に より同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託され ている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者と して規則で定めるもの（入居者と現に同居し、又 は同居しようとするものに限る。）をいう。）が あること。</u> （2） その者の収入がア又はイに掲げる場合に 応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこ と。 ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある 場合として、次に掲げる場合 214,000円（（エ） に該当する場合、当該災害発生の日から 3 年を 経過した後は、158,000円） （ア） 入居者又は同居者に次項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号又は第 7 号に該当する者 （同項第 2 号に該当する者のうち、同号イに 掲げる障害の種類にあっては同号イに定め る障害の程度のうち 1 級又は 2 級に該当す る程度である者に、同号ウに掲げる障害の種 類にあっては同号ウに定める障害の程度の うち 1 級又は 2 級の精神障害の程度に相当 する程度である者に限る。）がある場合 （イ） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同 居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の 者である場合 （ウ） 同居者に小学校就学の始期に達するま での者がある場合 （エ） 市営住宅が法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特 別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律 第150号）第22条第 1 項の規定による国の補 助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のい ずれかに該当する場合において、市長が災害 により滅失した住宅に居住していた低額所 得者に転貸するため借り上げるものである 場合 イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては、前項第2号から第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ及びウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ及びウに定める程度であるもの
- ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引き揚げ者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「单身者等」という。）にあつては、前項第2号から第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 18歳以上の单身者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ及びウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ及びウに定める程度であるもの
- ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引き揚げ者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____（配偶者暴力防止等法第28条の2において_____準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- 3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第1項第3号及び第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（入居者資格の特例）

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、当該者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第2号ア（エ）に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等）にあつては、同項第2号、第3号及び第4号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）による配偶者から暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者その他これに準ずる者として市長が認める者

- 3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第1項第3号及び第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 4 単身者等が入居することができる市営住宅の規模は、市長が別に定めるものとする。

（入居者資格の特例）

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、当該者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第2号ア（エ）に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（単身者等）にあつては、同項第2号、第3号及び第4号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

議案第64号

丹波市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の一部が改正されたことに伴い、入居者の資格を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

里親制度における里子等、親族に準ずる者として一定の条件を満たす者と同居する者も、入居することができることとする。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市特定公共賃貸住宅条例（平成16年丹波市条例第217号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市特定公共賃貸住宅条例 平成16年11月1日 条例第217号 最終改正 令和2年3月10日条例第20号 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 特定公共賃貸住宅 市が法第18条の規定に基づき建設及び管理する賃貸住宅をいう。 （2） 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第19条に規定する施設、駐輪場、物置棟、LPG庫、防犯設備、上下水道施設及び集会所をいう。 （3） 所得 省令第1条第3号に規定する所得をいう。 （入居者の資格） 第6条 住宅に入居することができる者は、次に掲げる者 とする。 （1） 市長が定める所得基準に該当する者であつて、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、<u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。）</u>があるもの （2） 災害、不良住宅の撤去その他特別な事情がある場合において、住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者（所得基準が該当する者に限る。） （3） <u>市税等を滞納していないこと。</u> （4） <u>入居者（その同居者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u> （入居者の選定の特例） 第9条 市長は、同居親族数が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者で、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、省令第29条の規定に基づき、住宅戸数の5分の1を超えない範囲で入居者を特別に選定することができる。 （同居の承認） 第30条 住宅の入居者は、入居の際に同居を認められ	○丹波市特定公共賃貸住宅条例 平成16年11月1日 条例第217号 最終改正 令和2年3月10日条例第20号 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 特定公共賃貸住宅 市が法第18条の規定に基づき建設及び管理する賃貸住宅をいう。 （2） 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第19条に規定する施設、駐輪場、物置棟、LPG庫、防犯設備、上下水道施設及び集会所をいう。 （3） 所得 省令第1条第4号に規定する所得をいう。 （4） <u>同居親族等 省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。</u> （入居者の資格） 第6条 住宅に入居することができる者は、市税等を完納し、かつ、その者又はその者の同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1） 市長が定める所得基準に該当する者であつて、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、<u>同居親族等</u> があるもの （2） 災害、不良住宅の撤去その他特別な事情がある場合において、住宅に入居させることが適当である者として市長が認める者（所得基準が該当する者に限る。） （入居者の選定の特例） 第9条 市長は、同居親族数が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者で、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、省令第29条の規定に基づき、住宅戸数の5分の1を超えない範囲で入居者を特別に選定することができる。 （同居の承認） 第30条 住宅の入居者は、入居の際に同居親族等以外

た親族以外の者を同居させようとするときは、市長に承認を得なければならない。

の者 _____を同居させようとするときは、市長に承認を得なければならない。

議案第65号

字の区域の変更について

1 提案の趣旨

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業 乙河内地区）の施行に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、提案するものである。

2 字の区域を変更する土地

丹波市市島町乙河内の一部

3 関係図面

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

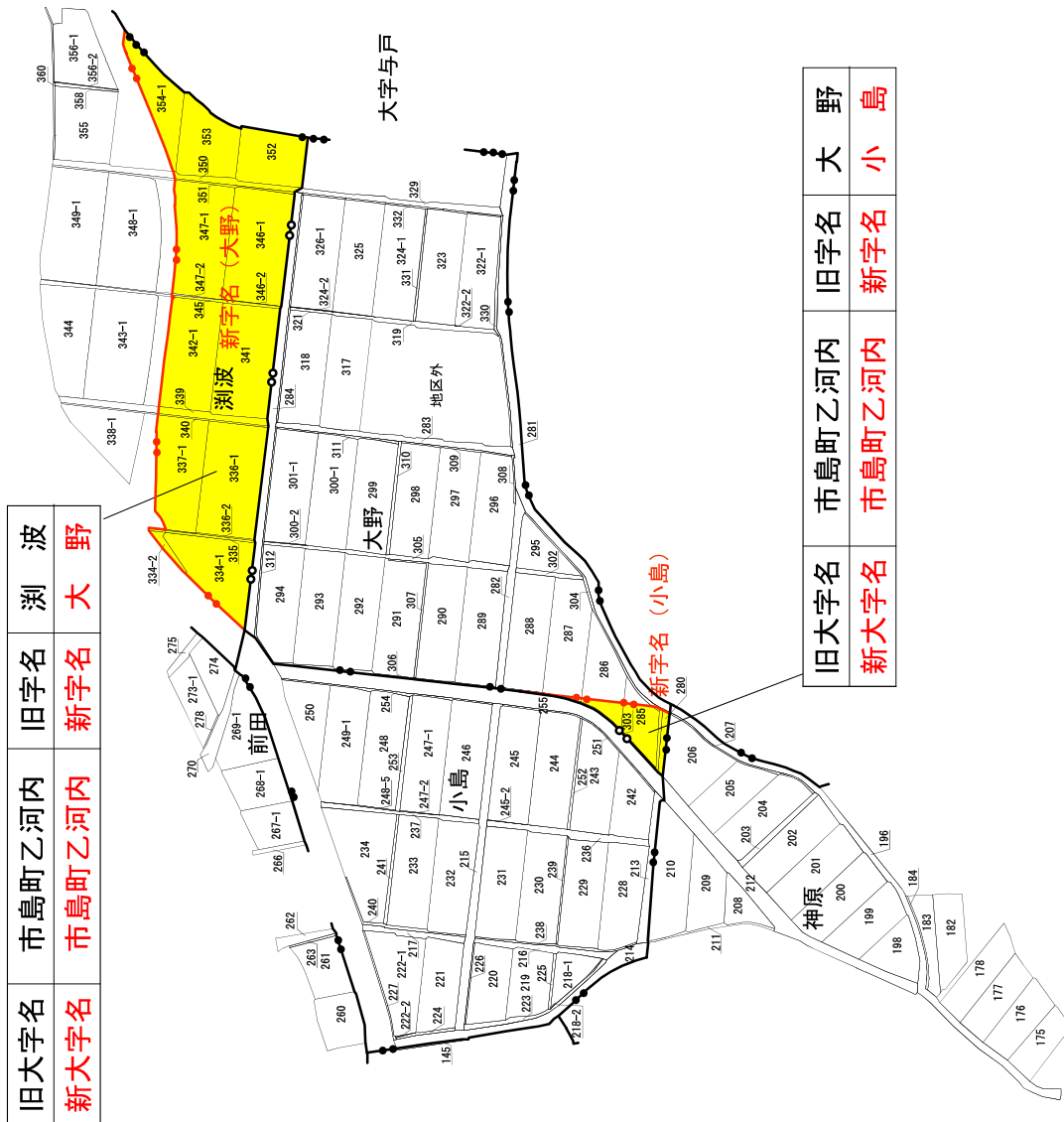
（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。





凡 例	
	大字界
	字界
	旧字界
	新字界
	変更区域

旧大字名	市島町乙河内	旧字名	大野
新大字名	市島町乙河内	新字名	小島

議案第66号

字の区域の変更について

1 提案の趣旨

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業 下新庄地区）の施行に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、提案するものである。

2 字の区域を変更する土地

丹波市氷上町下新庄の一部

3 関係図面

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

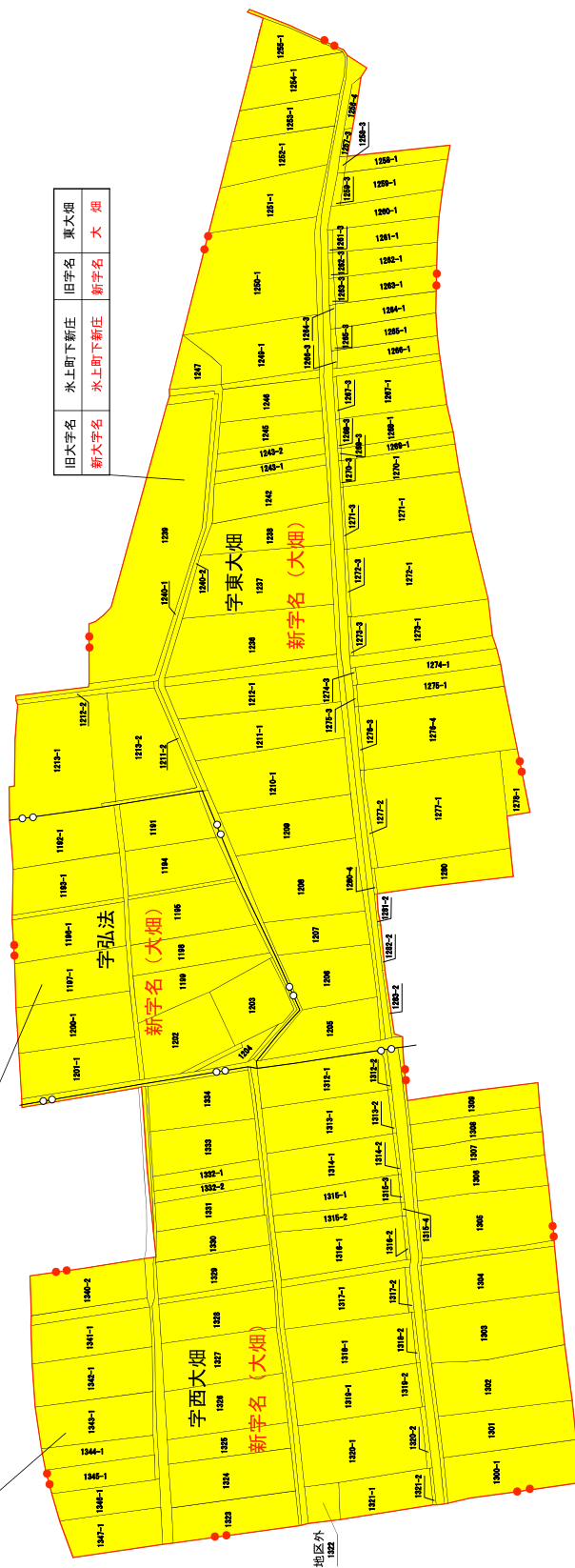




旧大字名	水上町下新庄	旧字名	西大畑
新大字名	水上町下新庄	新字名	大畑

旧大字名	水上町下新庄	旧字名	弘法
新大字名	水上町下新庄	新字名	大畑

旧大字名	水上町下新庄	旧字名	東大畑
新大字名	水上町下新庄	新字名	大畑



凡例	
—○—	旧字界
—●—	新字界
■	変更箇所

議案第67号

字の区域の変更について

1 提案の趣旨

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、錯綜した字界の存在が判明したことから、今後の土地管理及び利用を円滑に行うため、字の区域を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、提案するものである。

2 字の区域を変更する土地 丹波市柏原町小南の一部

3 関係図面 別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。





議案第68号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 小川小学校南校舎長寿命化改良工事

3 工事場所 丹波市立小川小学校

4 工事概要 長寿命化改良工事

管理教室棟（南校舎） R C造2階建 延床面積 687㎡
女子職員便所 C B造1階建 延床面積 10㎡
廊下、男子職員便所 S、C B造1階建 延床面積 104㎡
校務員室 R C造1階建 延床面積 18㎡
建築工事、電気設備工事、機械設備工事 一式
普通・特別教室棟（東校舎） R C造2階建 延床面積 1,589㎡
仮設教室整備工事 一式

5 工 期 契約日の翌日から令和6年12月10日まで

6 契約金額 156,860,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,260,000円）

7 契約の相手方 名 称 株式会社 吉竹工務店 代表者 代表取締役 岡林 伸樹 所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原1202番地の2

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 吉竹工務店
代 表 者 名	代表取締役 岡林 伸樹
本 社 住 所	兵庫県丹波市柏原町柏原1202番地の2
営 業 年 数	62年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750261号
資 本 金	25,000千円
完成工事高 (3年平均)	合計 162,870千円 うち建築一式 162,870千円
技 術 者 数	一級技術職員 2人 (うち建築 2人) 二級技術職員 0人 (うち建築 0人) その他技術職員 0人 (うち建築 0人) 合計 2人
契約担当支店営業所等	—

工 事 実 績

(単位：千円)

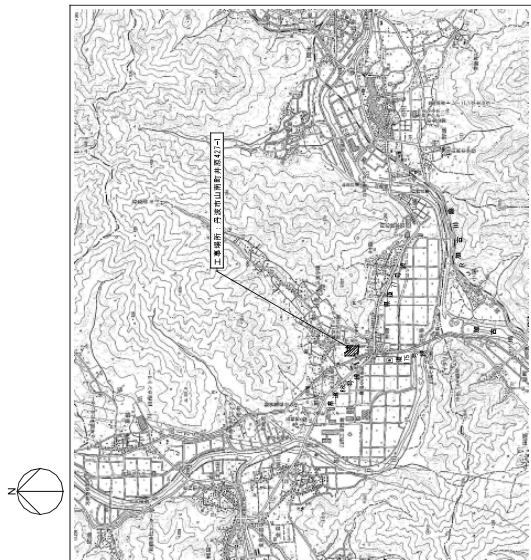
発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
丹波市	元	しろやまアフタースクール新築工事	115,900	R 1.12 ~ R 2.8
県立宝塚北高等学校	元	県立宝塚北高等学校昇降口棟外トイレ改修工事	94,975	R 2.10 ~ R 3.7
兵庫県	元	奥猪名健康の郷計画修繕建築工事	67,470	R 2.11 ~ R 3.9
兵庫県	元	南但馬自然学校計画修繕建築工事	186,354	R 4.5 ~ R 5.8
丹波市	元	植野記念美術館改修工事	60,910	R 5.6 ~ R 6.2

入札参加業者及び開札結果（工事）

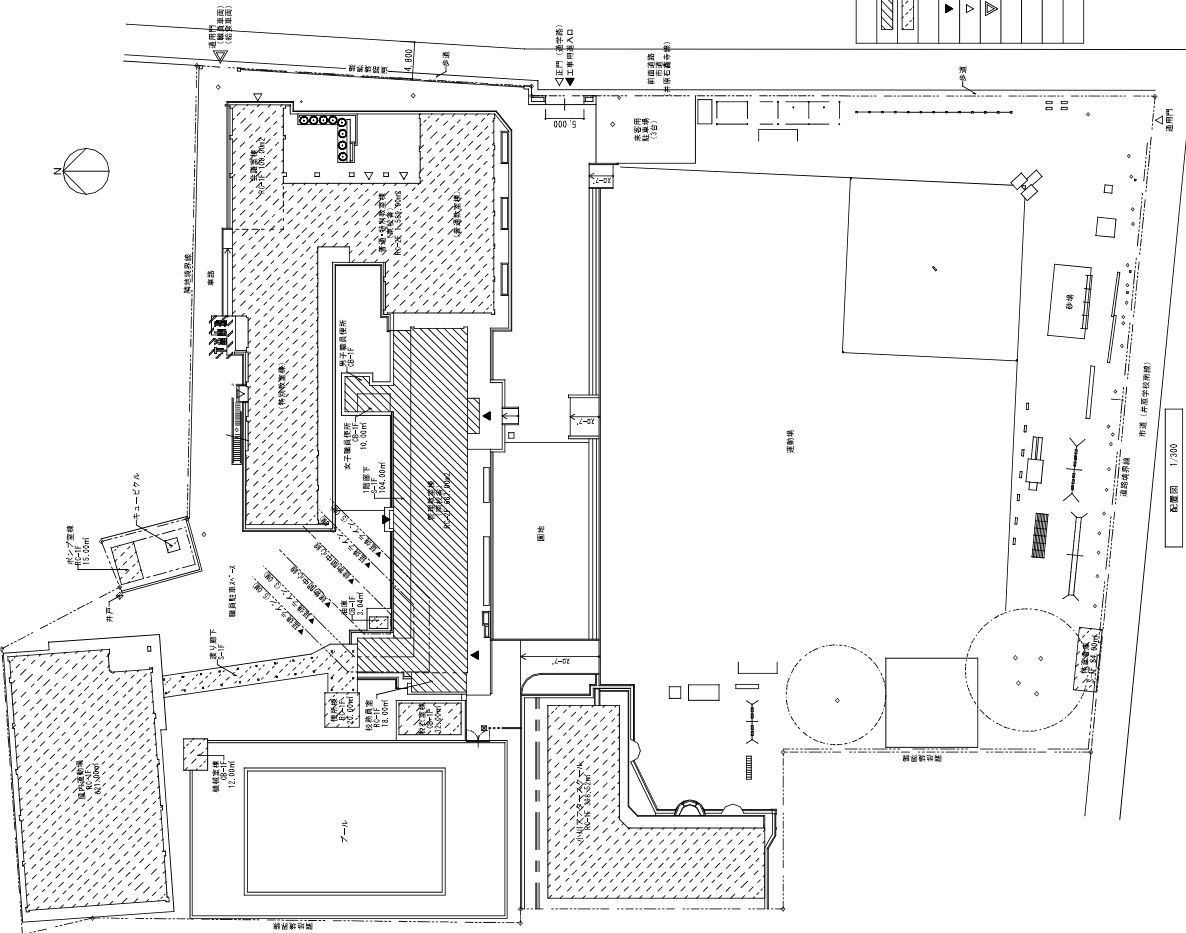
工 事 番 号	丹教総工第1号	工 事 種 別	建築一式工事
工 事 名	小川小学校南校舎長寿命化改良工事		
工 事 場 所	丹波市立小川小学校		
開 札 年 月 日	令和6年4月26日	（仮）契約年月日	令和6年5月14日
予 定 価 格 （事後公表）	162,600,000円（税抜）		
調 査 基 準 価 格	149,592,000円（税抜）	失 格 基 準 価 格	140,507,000円（税抜）
工 事 概 要	長寿命化改良工事 管理教室棟(南校舎) RC造2階建 延床面積 687㎡ 女子職員便所 CB造1階建 延床面積 10㎡ 廊下、男子職員便所 S、CB造1階建 延床面積 104㎡ 校務員室 RC造1階建 延床面積 18㎡ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 一式 普通・特別教室棟(東校舎) RC造2階建 延床面積 1,589㎡ 仮設教室整備工事 一式		

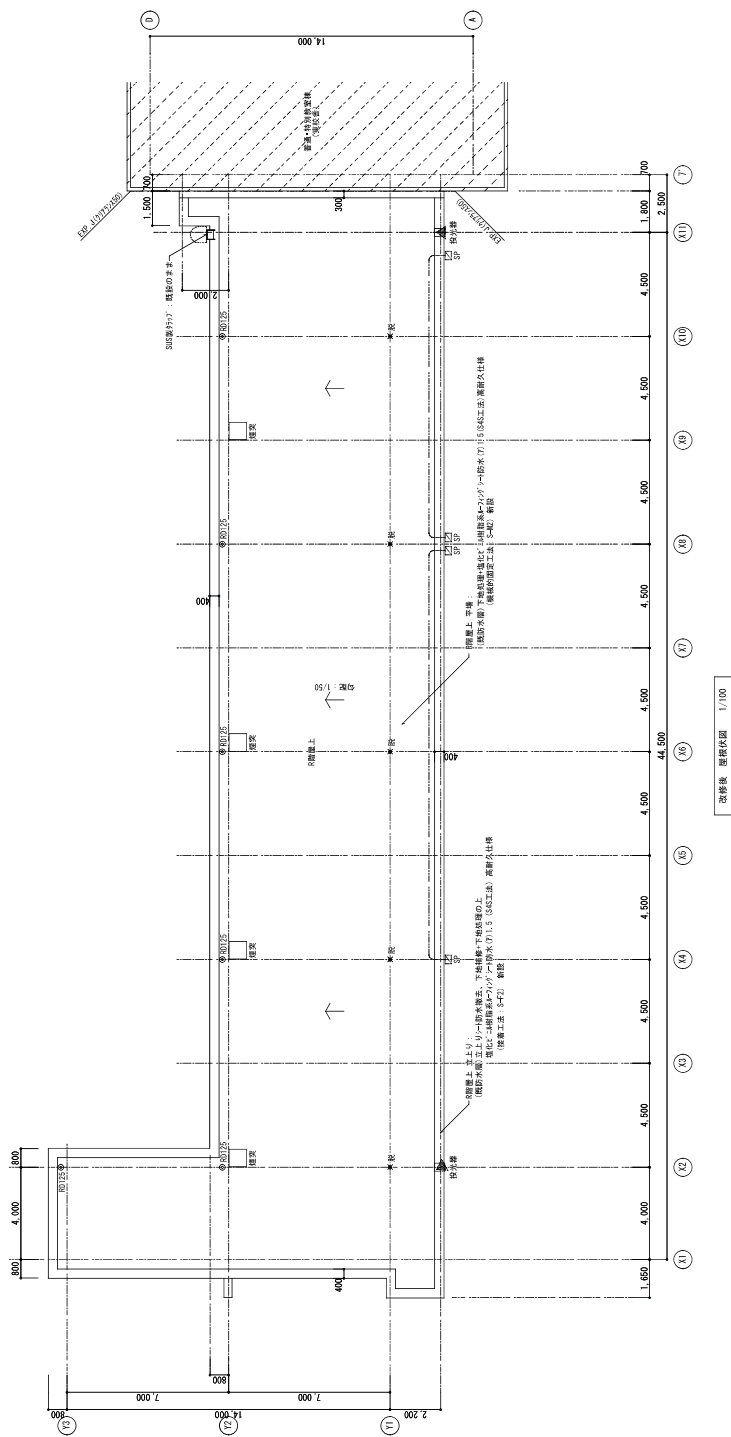
業 者 名	第 1 回 入 札 額 金 額	再 入 札 額 金 額	備 考
株式会社 吉竹工務店	142,600,000円		落 札
前田建設 株式会社	144,654,000円		
株式会社 吉住工務店	145,600,000円		
垣本建設工業 株式会社	149,900,000円		
株式会社 森田工務店	155,000,000円		
株式会社 森津工務店	169,000,000円		
荻野建設 株式会社	139,300,000円		失 格
池田建設 株式会社			辞 退

落 札 者 名	株式会社 吉竹工務店
落 札 者 所 在 地	兵庫県丹波市柏原町柏原1202番地の2
契 約 金 額	156,860,000円（うち消費税相当額 14,260,000円）

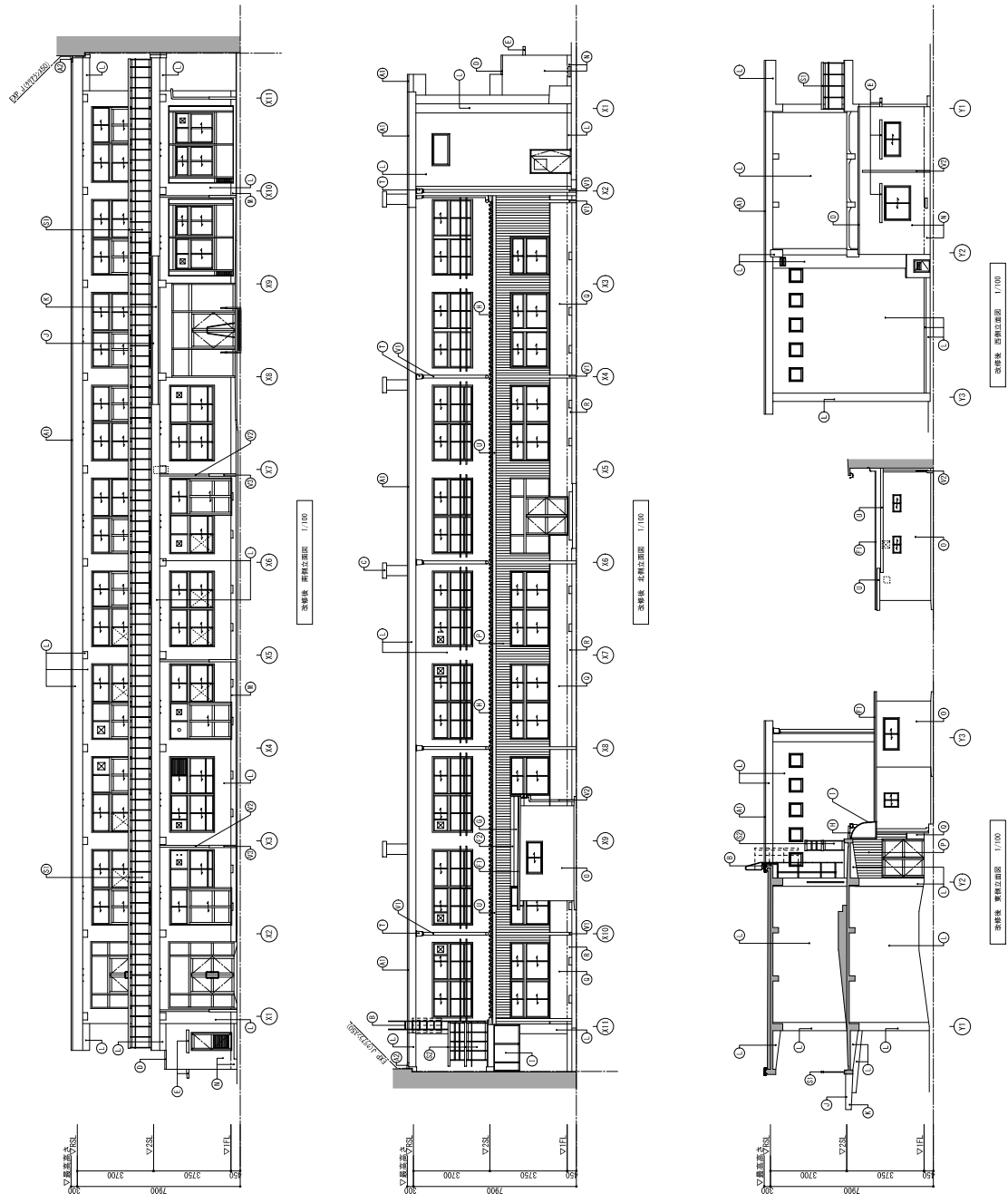


付近見取図 1/25,000

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

外観仕上 (改修後)		仕上
①	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
②	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
③	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
④	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑤	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑥	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑦	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑧	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑨	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑩	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑪	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑫	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑬	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑭	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑮	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑯	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑰	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑱	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑲	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
⑳	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉑	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉒	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉓	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉔	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉕	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉖	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉗	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉘	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉙	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉚	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉛	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉜	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉝	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉞	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㉟	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊱	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊲	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊳	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊴	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊵	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊶	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊷	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊸	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊹	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊺	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊻	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊼	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊽	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊾	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面
㊿	外観壁面・タイル	改修後・外観壁面



丹波市		工事名称	小井小学校南校舎長寿命化改修工事	図面番号	図.1
		図面名称	管理棟登陸（南校舎）改修後 立面図	縮尺	A1:1/100 A2:1/200
		図面番号	A-19		

議案第69号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 小中学校電子黒板購入

3 物品概要 電子黒板 106セット

4 納入期限 令和6年9月30日

5 契約金額 29,667,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,697,000円）

6 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス
代表者 代表取締役 岸田 好史
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 デンテックス
代 表 者 名	代表取締役 岸田 好史
本 社 住 所	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1
営 業 年 数	63年
許 可 区 分	－
資 本 金	30,500千円
実績高（2年平均）	609,000千円
従 業 員 数	26人
契約担当支店営業所等	－

受 注 実 績

（単位：千円）

発注者	元/下	件 名	受注金額	納 期
丹波市	元	情報系パソコン購入	39,138	令和4年3月
丹波市	元	各種専用パソコン購入	6,138	令和5年3月
丹波市	元	問題データベース・タブレットドリルライセンス購入	4,870	令和5年4月
丹波市	元	丹波市立図書館システム更新に係るハードウェア及びソフトウェア購入	7,645	令和6年1月
丹波市	元	情報系パソコン・プリンタ等購入	21,807	令和6年2月

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	丹教学校物第10号		
物 品 名	小中学校電子黒板購入		
納 入 場 所	丹波市立各小・中学校		
開 札 年 月 日	令和6年4月26日	（仮）契約年月日	令和6年5月9日
予 定 価 格 （ 事 後 公 表 ）	44,638,720円 （税抜）	最低制限価格	-
物 品 概 要	電子黒板 106セット		

業 者 名	第 1 回 入 札 額 金	再 入 札 額 金	備 考
株式会社 デンテックス	26,970,000円		落 札

落 札 者 名	株式会社 デンテックス		
落 札 者 所 在 地	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1		
契 約 金 額	29,667,000円 （うち消費税相当額 2,697,000円）		
		納 入 期 限	令和6年9月30日

議案第70号

丹波市立植野記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する博物館協議会については、法第11条の規定に基づく兵庫県教育委員会の登録を受けた博物館（以下「登録博物館」という。）に設置することができるものであるが、丹波市立植野記念美術館は登録博物館ではないことから、丹波市立植野記念美術館運営委員会（以下「委員会」という。）の設置根拠とする規定を改める必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

委員会の設置規定から法を根拠とする規定を削除する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【博物館法 抜粋】

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3～4 略

（登録）

第11条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。第31条第1項第2号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

丹波市立植野記念美術館条例（平成16年丹波市条例第91号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市立植野記念美術館条例 平成16年11月 1 日 条例第91号 最終改正 令和 2 年 3 月10日 条例第 8 号 (運営委員会)	○丹波市立植野記念美術館条例 平成16年11月 1 日 条例第91号 最終改正 令和 2 年 3 月10日 条例第 8 号 (運営委員会)
第17条 美術館の運営を円滑に行うため、 <u>博物館法</u> <u>(昭和26年法律第285号) 第20条の規定に基づき</u> 丹波市立植野記念美術館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。	第17条 美術館の運営を円滑に行うため、_____ _____丹波市立植野記念美術館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会は、委員10人以内で組織する。	2 委員会は、委員10人以内で組織する。
3 委員は、次に掲げる者のうちから、丹波市教育委員会が任命する。 (1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) 識見を有する者 (4) 公募による市民	3 委員は、次に掲げる者のうちから、丹波市教育委員会が任命する。 (1) 学校教育関係者 (2) 社会教育関係者 (3) 識見を有する者 (4) 公募による市民
4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。	4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員の再任は、妨げないものとする。	5 委員の再任は、妨げないものとする。